

## 建設工事における下請負人の社会保険未加入対策の取扱い

### 1 対策の内容

熊谷市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）を改正し、令和 8 年 4 月 1 日以降に熊谷市と契約する全ての建設工事において、社会保険未加入建設業者を下請負人とすることを禁止します。

### 2 社会保険等未加入企業の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

### 3 下請負人の社会保険加入状況の確認方法

発注者は、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入状況を確認します。

受注者は、下請業者の選定に当たって、当該業者が社会保険未加入建設業者でないことを「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート（国土交通省作成）等を参考に確認してください。

### 4 下請負人が社会保険未加入建設業者であった場合の対応

- (1) 受注者は当該建設工事において選定しようとする下請負人について社会保険の加入状況を 2 により確認したところ、社会保険未加入業者であった場合、社会保険に加入している建設業者へ変更を検討してください。
- (2) 受注者は、下請負人の変更が不可能であり、当該建設工事において社会保険未加入建設業者を下請負人とする特別の事情があると判断する場合、発注者にその理由を記載した様式第 1 号を施工体制台帳と併せて提出してください。なお、様式第 1 号提出後において、発注者が必要に応じヒアリングを実施します。

## 5 「特別の事情」に係る内容審査

発注者は4で受注者から提出された様式第1号により次のとおり「特別の事情」に係る審査を行います。

### (1) 一次下請負人が社会保険未加入建設業者である場合

ア 発注者が特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、保険加入を確認できる書類を添付した様式第4号を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式第2-1号により通知します。（なお、受注者から指定期日までに保険加入を確認できる書類を添付した様式第4号が提出されない場合、熊谷市建設工事請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなります。）

イ 発注者が特別の事情を有するとは認められないと判断した場合は、受注者に対して指定した日までに一次下請負人を他の社会保険加入業者に変更する等の必要な措置をするように様式第3-1号により通知します。

（なお、受注者が指定期日までに一次下請負人を他の社会保険加入業者に変更する等の必要な措置を講じない場合、熊谷市建設工事請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなります。）

### (2) 二次以下の下請負人が社会保険未加入建設業者である場合

ア 発注者が特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して特別の事情を有すると認める旨を様式第2-2号により通知します。

イ 発注者が特別の事情を有するとは認められないと判断した場合は、受注者に対して保険加入を確認できる書類を添付した様式第4号を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式第3-2号により通知します。

（なお、受注者から指定期日までに保険加入を確認できる書類を添付した様式4号が提出されない場合、熊谷市建設工事請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなります。）

ウ イの場合において受注者が、当該社会保険未加入建設業者に対して適切な技術的助言を行い、当該社会保険未加入建設業者が保険加入に時間的猶予を必要としている書面（任意様式）を発注者に提出することにより、二次下請負人の場合は60日、三次以下の下請負人の場合は90日まで様式第4号の提出期日を延長することができます。

## 6 違反行為への措置

### (1) 約款第7条の3違反となる場合

次に掲げる場合は、約款第7条の3に抵触するものであり、発注者は当該行為の是正を催告するため、受注者に対して、様式第5-1号（一次下請負人が社会保険未加入建設業者の場合）又は様式第5-2号（二次以下の下請負人が社会保険未加入建設業者の場合）により通知します。

ア 下請負人が社会保険未加入建設業者であることが判明したことにより発注者から様式第1号の提出を求められたにもかかわらず、提出をしなかった場合

イ 一次下請負人が社会保険未加入建設業者であることについて特別の事情があると発注者が認めず、様式第3-1号による通知を受けた場合

ウ 一次下請負人が社会保険未加入建設業者であることについて、特別の事情があると発注者が様式第2-1号の通知により認められたにもかかわらず、指定期日までに必要書類（様式第4号、当該保険加入の事実を証する書類）の提出をしなかった場合

エ 二次以下の下請負人が社会保険未加入建設業者であることについて、特別の事情があると発注者が認めず、様式第3-2号の通知を受けたにもかかわらず、指定期日までに必要書類（様式第4号、当該保険加入の事実を証する書類）の提出をしなかった場合

### (2) 約款第7条の3違反に対する措置

4(1)に該当し、様式第5-1号又は様式第5-2号記載の期限までに是正されない場合においては、発注者は当該受注者に対し以下の措置を行う場合があります。

ア 入札参加停止

イ 当該建設工事に係る工事成績評価における減点

## 7 適用日

令和8年4月1日以降に公告、指名通知及び見積依頼をしたものから適用する。